

令和 3 年度

第 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 5 月 2 8 日 (金)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和3年度第2回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年5月28日（金）午後2時

場 所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成
高宮 文男	松本 香		

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 中嶋 栄司 小林 政秋

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	次長	内藤 香織
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 吉村 清正 13番 五十嵐 彰

(2) 議事

審議内容

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 報告第1号 令和2年度第3回第一農地部会定例会で報告した案件の削除について

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p> <p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号 4 番 吉村 清正委員、議席番号 13 番 五十嵐 彰 委員の両名を指名します。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議長	<p>それでは中郷区の先行議案分から議事に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができるので、積極的に意見等を述べてください。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 内藤	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、令和 2 年 6 月の農地部会で上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>次の報告で説明しますが、無効な合意解約の後に誤って設定された利用権であることから取り消すものです。</p>

また、取消後、本来の適正な議案を後ほど上程する必要があることから、議決後、速やかに市長に取消を要請するとともに、中郷区の通常の案件の上程前までに取消公告するように要請するものです。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画の取消を速やかに市長に要請するとともに、中郷区の案件の上程前までに取消の公告を要請することに決定します。

議長

<報告第1号「令和2年度第3回第一農地部会定例会で報告した案件の削除について」>

(事務局)
内藤

報告第1号「令和2年度第3回第一農地部会定例会で報告した案件の削除について」、を報告します。事務局の説明を求めます。

2頁、報告第1号「令和2年度第3回第一農地部会定例会で報告した案件の削除について」、を説明します。

この案件は、令和2年5月20日に耕作人と土地所有者から「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」があり、同日受理し、令和2年6月の農地部会で報告した案件です。

農地利用集積円滑化団体であるJAが間に入った賃貸借契約であり、解約にはJAの了解が必要ですが、実際にはJAの了解がないまま、処理する際に、当該団体の了解を得たものと勘違いし、誤って処理してしまったものです。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号を承認します。

以上で先行議案分について、審議を終わります。

それでは、事務局は、この後、速やかに上越市農用地利用集積計画の取消を市長に要請するとともに、中郷区の案件の上程前までに取消公告するよう要請してください。

議長

それでは、通常の議案の審議に入ります。
合併前上越市からです。

議長

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

(事務局) 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号
橋立 96番から99番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。

1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、
番号96番から99番までの4件の届出書を受理しましたので報告します。

受理した4件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ売却」2件、「他者へ貸付」2件です。

このうち、番号96番及び97番は、所有者の希望により、財産整理を行うことから、他者へ売却するものです。

また、番号98番及び99番については、借人が死亡したことにより、新たな借人と賃借権を設定するものです。

関連議案があるものは備考欄に記載しております。

議長

以上です。

高島委員

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(事務局)

番号98番及び99番について、法定相続人の年齢が83歳となっている理由は。

橋立

配偶者及び子供、父親がいなく、母親が相続人となったものです。

議長

他に質問等がないようですので、報告第1号の4件を承認します。

議長

<報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」>

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理につい

(事務局)
橋立

て」、番号3番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。

2頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号3番の1件の届出書を受理したのでご報告します。

転用目的は、「敷地拡張」です。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認します。

議長

<報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

(事務局)
橋立

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号26番から47番までの22件を報告します。事務局の説明を求めます。

3頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号26番から47番までの22件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「一般個人住宅」6件、「駐車場」5件、「店舗」4件、「建売住宅」3件、「集合住宅」2件、「資材置場」1件、「敷地拡張」1件の計22件です。

受理通知番号40番は、全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、7頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第3号の22件を承認します。

議長

<議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」>

(事務局)
橋立

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から11番までの5件を上程します。事務局の説明を求めます。

8頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から11番までの5件です。

番号7番は、下五貫野地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、アパートに居住していますが、子供が誕生し、手狭になることから、農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。

工期は許可日から令和3年12月20日までです。

土地利用計画は住宅1棟、所要面積は申請面積131㎡及び隣接する原野190㎡で合計321㎡、建築面積は116.61㎡で建ぺい率は36.32%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号8番は、大字富岡地内の農地に「資材置場」を設置するものです。11頁に位置図、12頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、他者が所有する土地に資材を保管していましたが、所在地から距離が遠く、利便性が悪いことから、申請地を資材置場として取得するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和3年7月31日までです。

土地利用計画は、申請面積256㎡及び隣接する宅地31.07㎡と墓地6.61㎡で合計293.68㎡、実測面積は、申請農地256.71㎡及び隣接する宅地31.07㎡と墓地20.25㎡で合計308.03㎡となり、妥当と判断しました。

また、墓地については、すでに移設を完了しております。

都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号9番は、大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。13頁に位置図、14頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、アパートに居住していますが、将来の生活のため、農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりがない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和3年10月31日までです。

土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 272 m²、建築面積は 109.62 m²で建ぺい率は 40.30%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 10 番は、大字富岡地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、両親と同居していますが、住居が手狭であることから、農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。

工期は許可日から令和 3 年 12 月 31 日までです。

土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 268 m²、建築面積は 109.54 m²で建ぺい率は 40.87%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 11 番は、藤塚地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。17 頁に位置図、18 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、両親の実家に居住していますが、子供の成長に伴い、手狭になったため、農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能です。

工期は令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 9 月 10 日までです。

土地利用計画は住宅 1 棟、所要面積は申請面積 296 m²、建築面積は 70.26 m²で建ぺい率は 23.73%となり、妥当と判断しました。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

議長

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から11番までの5件を許可することに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第3号の5件を許可することに決定します。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

(事務局)
橋立

19頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内4件、3年超6年以内10件、6年超10年以内15件、10年超5件の合計34件。利用権移転なし。所有権移転3件を上程します。

はじめに20頁、所有権移転、番号396番から398番までの3件について、事務局の説明を求めます。

20頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号396番から398番までの3件を説明します。

内訳は、所有権を移転する土地、田28筆11,427㎡、畑4筆961.68㎡です。

番号397番及び398番については、所有権移転とともに後ほど出てまいります利用権設定とセットになるもので同一部会で所有権移転と利用権設定を行う案件となっています。

議長

なお、3件についてはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(事務局)
橋立

(「ありません」の声あり)

続きまして、21頁、利用権設定、期間3年以内、番号362番から365番までの4件について、事務局の説明を求めます。

議長

21頁、利用権設定、期間3年以内、番号362番から365番までの4件を説明します。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(事務局)
橋立

(「ありません」の声あり)

続きまして、22 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 366 番から 375 番までの 10 件について、事務局の説明を求めます。

議長

22 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 366 番から 375 番までの 10 件を説明します。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

(事務局)
橋立

続きまして、24 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 376 番から 390 番までの 15 件の内、佐藤委員関連の番号 387 番及び 390 番を除く 13 件について、事務局の説明を求めます。

議長

24 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 376 番から 390 番までの 15 件の内、佐藤委員関連の番号 387 番及び 390 番を除く 13 件を説明します。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、佐藤委員関連の番号 387 番及び 390 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連します佐藤委員は退席をお願いします。

(事務局)
橋立

(佐藤委員 退席)

それでは事務局の説明を求めます。

議長

佐藤委員関連の番号 387 番及び 390 番の 2 件について、説明します。
いずれも再設定で、どちらの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、佐藤委員関連の番号 387 番及び 390 番の 2 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。
それでは、佐藤委員の退席を解除します。

議長

(佐藤委員 復席)

(事務局)
橋立

佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

続きまして、27 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 391 番から 395 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

議長

27 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 391 番から 395 番までの 5 件を説明します。
農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。
これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する

ことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

(事務局)

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超8件、権利の移転3件です。

橋立

それでは、上程します。

はじめに29頁、権利の設定、期間10年超、番号44番から51番までの8件の内、篠宮委員関連の番号49番を除く7件について、事務局の説明を求めます。

29頁、議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間10年超、番号44番から51番までの8件の内、篠宮委員関連の番号49番を除く7件を説明します。

議長

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地272筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、篠宮委員関連の番号49番の1件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連します篠宮委員は退席をお願いします。

(事務局)

橋立

(篠宮委員 退席)

それでは事務局の説明を求めます。

篠宮委員関連の番号49番の1件について、説明します。

議長

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 165 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

高島委員

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

(事務局)

橋立

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

単価が細かく表示されている理由は、

筆ごとに単価が異なった場合、それぞれの単価を表示しているためです。

議長

他に質問等がないようですので、篠宮委員関連の番号 17 番の 1 件について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

それでは、篠宮委員の退席を解除します。

議長

(篠宮委員 復席)

(事務局)

橋立

篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

続きまして、31 頁、権利の移転、番号 52 番から 54 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

議長

31 頁、権利の移転、番号 52 番から 54 番までの 3 件を説明します。

いずれの案件も譲渡人の体調不良のため新たな借手に権利を移転するものです。

こちら、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議長 議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
議長 議案第3号について、同意することに決定します。

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区)

内藤

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7102番及び7103番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。

議長 1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7102番及び7103番の2件の届出書を受理しましたので報告します。
議長 先ほどの先行議案で説明しましたとおり、農地利用集積円滑化団体であるJAの了解のもと、耕作者及び土地所有者から令和3年3月20日に合意解約届出書の提出があったものです。

なお、関連議案は備考欄に記載しております。
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

(中郷区)

内藤

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内3件、6年超10年以内なし、10年超なしで合計3件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

3頁、利用権設定、3年超6年以内、番号7132番から7134番の3件について、事務局の説明を求めます。

3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、3 年超 6 年以内、番号 7132 番から 7134 番の 3 件を説明します。

議長

番号 7133 番について、土地所有者は、経営転換協力金の交付を受けていることから、新たに担い手農家へ貸し付けるために、中間管理機構を通じて貸し付けるものです。

いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

(中郷区)

内藤

<議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」>

議案第 2 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 7 件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。

4 頁、「1 実質化された人・農地プランについて」、番号 1 番から 7 番までの 7 件です。今回の 7 件はいずれも「人・農地プラン」実質化の要件である、おおむね 5 年から 10 年後の農地利用のアンケート調査が行われていること。

地区の現況が、地図により把握されていること。

地域の話合いにより、5 年から 10 年後に農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めていることの 3 つを踏まえて作成・提出されたものです。

7 件の内、2 番の五反田から 6 番の岡沢までの 5 件は、既存のプランですすでに地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域です。

1 番の二本木は、地区内のほとんどの農業者が小規模零細農家で、現状維持か規模

議長

縮小を考えており、今後の規模拡大が見込めないことから、地区外からの入り作の担い手に集約していく計画です。

7番の福田も、地区内の農業者は後継者がいない状態であり、今後は隣接集落から入り作の担い手を受け入れていく計画です。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

それでは、採決に入ります。

議長

議案第2号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長

議案第2号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

(板倉区)
上原

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定、期間3年以内3件、3年超6年以内2件、6年超10年以内3件、10年超1件で合計9件、利用権移転なし、所有権移転3件です。それでは上程します。

はじめに2頁、所有権移転、番号7640番から7642番までの3件について、事務局の説明を求めます。

2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7640番から7642番までの3件を説明します。

内訳は、所有権を移転する土地、田4筆8,032㎡です。

7641番は、譲渡人が数年来ソバを栽培していましたが、用水の便が悪いことから、自宅近くで野菜の栽培を希望していた譲受人との間で贈与による所有権移転が合意されたものです。

議長

7642番は、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、現在、新潟市に居住しており、今後上越に戻る予定がないことから、これまで耕作していました地元農家に相談した結果、売買による所有権移転が合意されたものです。

議長	<p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
(板倉区) 上原	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7631 番から 7633 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7631 番から 7633 番までの 3 件を説明します。</p> <p>番号 7632 番については、これまでの耕作者が体調不良のため、隣接の農地を耕作している譲受人が耕作することになったものです。なお、これまでの耕作者の体調が回復した際には、再び当該農地を耕作するとの約束で、貸借期間を 1 年としたものです。</p>
議長	<p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
(板倉区) 上原	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7634 番及び 7635 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7634 番及び 7635 番の 2 件を説明します。</p> <p>番号 7635 番については、これまでの耕作者が体調不良のため、近傍で耕作している譲受人が耕作することになったものです。</p>
議長	<p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
(板倉区)	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

上原

(「ありません」の声あり)

続きまして、5頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7636番から7638番までの3件について、事務局の説明を求めます。

5頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7636番から7638番までの3件を説明します。

議長

番号7636番及び7638番の2件は、これまでJAが間に入った円滑化事業で担い手農家に貸付されていましたが、それぞれ終期を迎えるに当たり、新規で農地中間管理機構を通じ地域の担い手農家へ貸付することになったものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(板倉区)

上原

(「ありません」の声あり)

続きまして、6頁、利用権設定、期間10年超、番号7639番の1件について、事務局の説明を求めます。

6頁、利用権設定、期間10年超、番号7639番の1件で新規です。

議長

この案件も、これまでJAが間に入った円滑化事業で担い手農家に貸付されていましたが、終期を迎えるに当たり、新規で農地中間管理機構を通じ地域の担い手農家へ貸付することになったものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

(板倉区)

上原

続きまして、7頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」権利の設定、期間5年以上10年以内2件、10年超なし、権利の移転なしを上程いたします。

はじめに8頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7513番及び7514番の2件の内、古川委員関連の番号7514番を除く番号7513番について、事務局の説明を求めます

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

8頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7513番及び7514番の2件の内、古川委員関連の番号7514番を除く番号7513番で新規です。

議長

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地2筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、古川委員関連の番号7514番の1件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連します古川委員は退席をお願いします。

(板倉区)

上原

(古川委員 退席)

それでは事務局の説明を求めます。

8頁、古川委員関連の番号7514番の1件について説明します。

権利の設定、期間5年以上10年以内で新規です。

始期から終期までの期間が4年9ヶ月となっておりますが、5作収穫できるという数えで、5年以上となっておりますので了解ください。

議長 この案件も、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地5筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

議長 以上です。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、古川委員関連の番号7514番の1件について原案どおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

それでは、古川委員の退席を解除します。

議長

(古川委員 復席)

古川委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

それでは、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定します。

(清里区)
近藤

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8103 番から 8119 番までの 17 件を報告します。事務局の説明を求めます。

議長 1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8103 番から 8119 番までの 17 件の届出書を受理しましたので報告します。
受理した 17 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」1 件、「他者へ貸付予定」1 件、「中間管理機構へ貸付」15 件です。
議長 なお、関連議案があるものは備考欄に記載しております。

議長 以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 1 件を承認します。

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

(清里区) 議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年
近藤 以内なし、3 年超 6 年以内なし、6 年超 10 年以内 2 件、10 年超 23 件で合計 25 件、
利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

議長 利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8125 番と 8126 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

議長 5 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8125 番及び 8126 番の 2 件で、再設定です。

議長 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長 以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

(清里区) 議長 (「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 8127 番から 8149 番までの 23 件について、事務局の説明を求めます。

議長 6 頁、番号 8127 番から 8149 番までの 23 件です。いずれの案件も農地中間管理機

	<p>構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
事務局長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。事務局から何かありますか。</p>
上原 職務代理	<p>本日の農地部会を終了します。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>他にないようですので、閉会の挨拶を上原職務代理が行います。</p> <p>(閉会のあいさつ後) 本日の農地部会を終了します。(午後 3 時 10 分)</p>